

平成28年度第2回経営戦略会議 会議結果の概要

開催日時	平成28年5月31日（火）午後3時～午後3時30分
開催場所	本庁 東庁舎4-2会議室
出席者	市長、副市長、総務部長、危機管理部長、情報戦略局長、環境生活部長、健康福祉部長、産業観光部長、都市整備部長、教育部長、上下水道部長
審議事項	(1) 固定資産税（家屋・償却資産）に係る課税標準の特例割合を国の参酌基準と同割合で規定すること等について <総務部>

1 固定資産税（家屋・償却資産）に係る課税標準の特例割合を国の参酌基準と同割合で規定すること等について<総務部>

概要

課税標準の特例割合については、平成24年度から一部の対象について、法に定める範囲内において市町村の裁量により条例で規定することが可能である。（地域決定型地方税制特例措置「通称 わがまち特例」）

平成28年度の地方税法の改正により、「わがまち特例」の対象が3項目追加されたことから、該当項目に係る特例割合について審議を行った。

主な内容については以下のとおりである。

(1) 対象資産及び特例割合

①再生可能エネルギー発電設備

(ア) 太陽光発電設備、風力発電設備 2/3を参酌し、1/2以上5/6以下

(イ) 水力、地熱、バイオマス発電設備 1/2を参酌し、1/3以上2/3以下

②都市再生特別措置法に基づき、認定誘導事業者が整備した公共施設等の用に供する家屋及び償却資産

【具体的対象資産】公園、広場、緑化施設、通路等

4/5を参酌し、7/10以上9/10以下

③津波対策の用に供する償却資産

【具体的対象資産】防潮堤、護岸、胸壁、津波避難施設

1/2を参酌し、1/3以上2/3以下

(2) 特例割合の考え方

①ー（ア）及び（イ）参酌基準をもって特例割合と規定。

②平成30年度策定予定の立地適正化計画において都市機能誘導区域を設定する予定であり、計画策定に合わせて税の特例割を検討することから、条例に定めない。

③特例を受けるためには、津波防災地域づくりに関する法律に規定する推進計画

を策定することが要件とされているものの、本市では作成していない。また、現段階において対象物件がないことから、条例に定めない。

結論 提案された内容のとおり進めることと決定した。

主な意見・補足等

- ・ 特例割合の違いによる地方交付税の算定に影響があるのか。
→ 地方交付税の算定は、参酌基準で行われる。
- ・ 津波防災地域づくりに関する法律に規定する推進計画の策定について、今後の考え方はどうか。
→ 現時点において、時期的な予定はない。県が主導し進める計画であると考えている。また、対象範囲が港湾区域となっており、本市においては民間が進出する可能性が低い場所が対象となっている。

資料 付議事項書